

令和2年3月臨時

沼田町教育委員会議事録

※非公開に係る議案を除く

令和2年3月定例沼田町教育委員会臨時会議事録

1. 期 日 令和2年3月25日（水）午後4時00分～午後4時40分

2. 会 場 沼田町生涯学習総合センター1階会議室

3. 出席委員

教 育 長	吉 田 憲 司
教育長代理	青 木 健 治
委 員	小 西 克 典
委 員	沼 本 綾
委 員	松 尾 敦 史

4. 出席職員

課 長	三 浦 剛
主 幹	森 田 康 弘
主 幹	高 橋 征 一
主 査	川 嶋 智
主 査	菊 池 詩 織
アドバイザー	元 木 和 芳

5. 議 事

議案第 8号 沼田町立沼田学園沼田小学校及び沼田町立沼田学園沼田中学校の学園長・副学園長の決定について

議案第 9号 沼田町社会教育委員の委嘱について

議案第10号 沼田町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第11号 沼田学園学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

議案第12号 沼田町教育支援センター設置及び運営に関する規則について

議案第13号 沼田町学校評議員の運営等に関する規程を廃止する規程について

議案第14号 沼田町学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第15号 沼田学園入学式の告辞文（案）について

議案第16号 令和2年度要保護・準要保護児童生徒の決定について

6. 付議案件は次のとおり

前会々議録の承認

教育長の報告

その他

【開会】

○教育長

ただ今より、令和2年 第1回沼田町教育委員会臨時会を開会いたします。

議題の2番目前回会議録の承認についてを、議題といたします。説明をお願い致します。

○三浦課長

前回令和2年2月20日開催の第1回教育委員会定例会における会議録について、その概要を説明いたします。

令和2年2月20日に召集されました第1回教育委員会定例会は、委員5人が出席し、職員は三浦、以下5人が出席いたしました。

会議内容としましては、令和元年12月26日の令和元年第2回臨時会の会議録の承認後、教育長の報告として、インフルエンザの感染者はゼロとなっていますが、新型コロナウイルスの感染が日増しに広がってきているので、注意喚起を学校に指示をしていること。次に中学校に、飛谷学教諭が2月1日付けで着任している件。次に全国学力学習状況調査がこれは中止になりましたけれども、4月16日に当時予定されているということの報告。次に教員人事にかかる教職員の配置予定人数について、沼田中学校の高校受験出願状況について。それから、新年度予算が、一般会計総額50億5千万円で編成されていること報告があった後、議事に入りまして、議案7件についてご審議頂きました。内容としましては、議案第1号沼田町奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則についてですが、農業後継者又は商工事業後継者として就労した場合のみとしていた特例措置を、町内に事業所を有する企業まで拡大する内容の改正についてご審議いただきご承認いただきました。

次に、議案第2号令和元年度沼田町一般会計教育費補正予算（案）について、議案第3号令和2年度沼田町教育行政執行方針（案）について、議案第4号令和2年度沼田町一般会計教育費予算（案）以上3件の、3月定例会の提出議案についてご審議いただき、一部修正をした中でご承認いただいております。

次に、議案第5号令和元年度要保護・準要保護児童生徒の決定についてをご審議いただき、1名を決定することについてご承認いただきました。

次に、議案第6号沼田町子どもの読書活動推進計画（案）については、5年計画を更新することで、ご承認いただきました。

次に、議案第7号 沼田学園卒業式の告辞文（案）についてですが、卒業式に配布する告辞文案をご審議いただき、ご承認いただいております。

以上、前回会議録の報告とさせていただきます。ご承認下さいます様よろしくご願ひ

たします。

○教育長

前回会議録の説明が終わりました。お諮りをいたします。これを承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、前回の会議録は承認することに決しました。

議題の3番目、教育長の報告について、申し上げます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症の拡大により、各学校の卒業式については、時間短縮や、来賓・在校生を入れないよう、文科省・道教委から指示がありましたが、12日の中学校、19日の小学校とも無事卒業式を終了することができました。保護者からは、寂しいながらも、いい卒業式でしたといってくれる方もおありまして、取りあえず無事終了できたことにほっとしております。

3月17日には、公立高校の合格発表がありまして、全員希望する公立高校に合格いたしました。これで、すでに合格が決まっていた、私立高校、高等専門学校等を含め、全員が希望したところへ進学することができました。

役場職員の人事異動につきましては、19日に各委員へFAXにて報告させていただきました。今回の異動は、課長職も数名移動となっており、比較的大きな人事であったと思います。委員会といたしましても、一番長かった富田社会教育主事が2年間内閣府に出向することと、高橋主幹が、保健福祉課へ、按田主幹が課長補佐として委員会勤務となりました。また、地域おこし協力隊から、生涯学習支援員として1名教育委員会に籍を置くことになっております。

次に令和2年度当初の教職員人事の状況につきましては、本日が、校長・教頭人事の解禁日、明日が、教職員の解禁日となっておりますが、別紙の資料のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

人数で行きますと、小学校が、特別支援学級の減少と、加配の解消により、2名減となっております。また、中学校におきましては、特別支援学級の増と、加配の配置等により、3名増となりました。今回の人事は、小・中とも新採用となった教員や、大学卒業したばかりの若い方々が多く配置になった人事となっております。

第1回定例会については、3月11日開会し、18日閉会いたしました。一般質問では、町長に対する質問が11件で、教育長に対する質問は今回ありませんでした。

以上、教育長報告の中で、何かご質問等はございますか。

(なしの声あり)

○教育長

無ければ4番の議題に入ります。

議案第8号沼田町立沼田学園沼田小学校及び、沼田町立沼田学園沼田中学校の学園長及び副学園長の決定についてを議題といたします。説明をお願いします。

○三浦課長

議案第8号沼田町立沼田学園沼田小学校及び沼田町立沼田学園沼田中学校の学園長・副学園長の決定について。このことについて、沼田町立沼田学園沼田小学校及び沼田町立沼田学園沼田中学校の学園長・副学園長を下記のとおり任命する。令和2年3月25日提出、教育長名でございます。

議案の記といたしまして、任期令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2カ年となりますが、記載のとおり学園長に米倉卓司沼田中学校校長、副学園長に疋田博和沼田小学校校長を任命を提案させていただき議案となっております。ご審議のほどお願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご質問ございますか。

(なしの声あり)

○教育長

なければ議案第8号は、原案のとおり、決定することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第8号は、提案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号沼田町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

説明をお願い致します。

○三浦課長

議案第9号沼田町社会教育委員の委嘱について、沼田町社会教育委員として別紙の者を委嘱する。令和2年3月25日提出教育長名でございます。1枚めくっていただきまして、

沼田町社会教育委員名簿をご覧いただきたいと思います。

社会教育委員につきましては、今回任期満了に伴います委嘱という形になってございます。定数8名以内と社会教育委員設置条例2条に定めがございまして、

今回退任をされる若林現委員長なんですが、退任をされまして新たに米倉卓司氏を委嘱することでの提案とさせていただきます。定数8名以内となっておりますが、新たに米倉氏を加えたとしても7名ということになってございます。この春から新たなる社会教育委員を町内で選出について職員の中で、あるいは社会教育委員の意見を聞きながら探したところでございますが、適任者がいなかったということで、今回8名以内ということですので、7名の任命ということで進めさせていただければという風に考えています。ご審議いただきますようお願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご質問がありましたら、お願い致します。

(異議なしの声あり)

○教育長

議案第9号は提案のとおり承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで議案第9号は、承認することに決しました。

次に議案第10号沼田町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

説明をお願い致します。

(異議なしの声あり)

○三浦課長

議案第10号沼田町スポーツ推進委員の委嘱について。沼田町スポーツ推進委員として別紙の者を委嘱する。令和2年3月25日提出教育長名でございます。

1枚めくっていただきまして、沼田町スポーツ推進委員名簿をご覧いただきたいと思います。今回の委嘱については社会教育委員同様、任期満了に伴います委嘱という形になってございます。下段に退任される委員さんを記載させていただきます。田中委員、それから岩倉委員が退任されまして、新たに新任といたしまして、黒田亮太氏と遠山彩香氏、

遠山氏につきましては今度新たに小学校に教諭としてこられる新規の教職員でございます。まだ、住所が決まっていないということで現在調整中でございますが、決まり次第住所を記載させていただきます。以上でございます、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご質問がありましたらお願いいたします。

質問が無ければ、議案第10号は、提案のとおり、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第10号は、承認することに決しました。

次に議案第11号 沼田学園学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明をお願い致します。

○三浦課長

議案第11号沼田学園学校運営協議会規則の一部を改正する規則について。沼田学園学校運営協議会規則の一部を改正する規則を提出する。令和2年3月25日提出教育長名でございます。沼田学園 学校運営協議会規則の一部を改正する規則。条文の朗読を省略させていただきます。提案理由を申し上げます。学校運営協議会の委員の任期につきましては、4月1日から3月31日までの1年間となっております。しかし沼田学園入学式等の諸行事にかかる委員長の対応やPTA役員の選出までの期間、学校運営協議会の組織運営に停滞が生じるため、後任の委員が決定するまでの期間は前任者の任期とするということで、内容の改正をさせていただくものでございます。以上説明とさせていただきます。なお、改正後の規則につきましては配布の議案とは別に本日お手元に配布させていただいておりますので、お目通しいただければと思います。ご審議のほどお願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご質問がありましたらお願いいたします。

質問が無ければ、議案第11号は、提案のとおり、決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第11号は、提案のとおり、決定いたしました。

次に議案第12号沼田町教育支援センター設置及び運営に関する規則についてを議題といたします。説明をお願い致します。

○三浦課長

議案第12号沼田町教育支援センター設置及び運営に関する規則について。沼田町教育支援センター設置及び運営に関する規則を提出する。令和2年3月25日提出教育長名でございます。

1枚めくっていただきまして、沼田町教育支援センター設置及び運営に関する規則をご覧いただきたいと思っております。本規則につきましましては、今年度の教育行政執行方針にも記載させていただきましたが、4月からスタートする適応指導教室の開設に伴います規則の制定となっております。概要を抜粋して説明させていただきたいと思っております。

2条の設置でございます、教育委員会は、様々な要因により学校を長期にわたり欠席している児童生徒に対し、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立すること並びに学校復帰へ向けた支援を行うため、教育支援センターを設置する。2項といたしまして、教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。名称につきましては教育支援センター「ゆきの芽」、位置につきましてはゆめつくる内の1階こども館内とさせていただいております。第4条対象者です、教育支援センターの通所対象者は、原則として町内の小学校及び中学校に在籍する児童生徒で、本人及び保護者が通所を希望する者とする。第6条職員です。教育支援センターに指導員その他必要な職員を置く。こちらにつきましては、教育総合アドバイザーの元木アドバイザーをお願いする形となっております。

それから、第7条通所の申請等につきましては、教育支援センターに通所を希望する児童生徒の保護者は、沼田町教育支援センター通所願を在籍する学校の校長に提出する。2項、校長は、前項の通所願があった場合において、申請のあった児童生徒の欠席状況、生活状況、保護者の状況及び学校の対応等を調査し、通所が適当と認めるときは、沼田町教育支援センター通所申込書に必要事項を記入し、教育長に提出しなければならない。

第8条、教育長は、この申請があつときには、通所について必要事項を審査確認の上、通所の可否を決定するといった流れとなります。退所につきましては学校復帰が望ましいと認めるときは、校長と協議し、退所を決定することができる。

施行期日につきましては令和2年4月1日から施行することとさせていただいております。以降につきましては、関係申請書類等を添付させていただいておりますのでお目通しいただければと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご質問がありましたらお願いいたします。

質問が無ければ、議案第12号は、提案のとおり、決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第12号は、提案のとおり、決定いたしました。

次に、議案第13号 沼田町学校評議員の運営等に関する規程を廃止する規程についてを議題といたします。説明をお願い致します。

○三浦課長

議案第13号沼田町学校評議員の運営等に関する規程を廃止する規程について、沼田町学校評議員の運営等に関する規程を廃止する規程を提出する。令和2年3月25日提出教育長名でございます。沼田町学校評議員の運営等に関する規程を廃止する規程、沼田町学校評議員の運営等に関する規程（平成14年10月1日教育委員会規程第9号）は廃止する。附則、この規程は令和2年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。令和元年度より学校運営協議会が設立されまして、学校運営協議会の職務が学校評議員との重複があるため、この学校評議員制度を廃止させていただきたいという内容でございます。ご審議のほどお願いいたします

○教育長

説明が終わりました。ご質問がありましたらお願いいたします。

○小西委員

現在の学校評議委員っていう人たちは運営協議会に入られているんですか。

○三浦課長

全員ではないんですが、その中から人選させていただきまして、学校評議委員としてではないんですけども、町民の代表として加わっていただいています。

○小西委員

全員ではない。

○三浦課長

はい。

○教育長

その他なにかございますか。

質問が無ければ、議案第13号は、提案のとおり、廃止することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第13号は、廃止することに決しました。

次に議案第14号 沼田町学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明をお願い致します。

○三浦課長

議案第14号沼田町学校管理規則の一部を改正する規則について。沼田町学校管理規則の一部を改正する規則を提出する。令和2年3月25日提出教育長名でございます。条文の朗読を省略しまして、提案理由を申し上げます。公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に規定する、教育職員の超過勤務時間の上限を定め、健康及び福祉の増進を図るため、規則の改正が主なものとなっております。

順に説明させていただきたいと思いますが、第8条の2を削る。これにつきましては、学校評議委員の関係をうたっている条文でございます。これにつきましては先ほどご審議いただきまして、学校評議委員制度が廃止に伴いまして、この条文を削除させていただいております。次に第23条の次に次の一条を加えるということで、在校等時間の上限第23条の2を追加させていただいております。非常に分かりづらいのでこの趣旨を申し上げますと、教育職員が業務を行う時間、全体の学校にいる時間です。学校にいる時間から所定の勤務時間、いわゆるうちでいけば8時から16時30分までの時間です。これを差し引いた時間、いわゆる超過勤務の時間となります。この時間の上限を定めまして教職員の業務量の適切な管理を行うというのが目的となっております。(1)といたしまして、1か月についてその時間が45時間、(2)といたしまして1年について360時間以内にしてほしいという上限を定めた条文となっております。それから2項です、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合、これについては1か月について100時間未満、1年について720時間とさせていただいております。この特別な事情というものにつきましては、例えば不登校の対応、事故それから災害等の臨時的な事情によりまして職務に当たらなければならない時間が発生したもの、こういったものにつきましては、1か月について100時間、1年間については720時間1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月あたりの平均時間に

ついて80時間、連続6カ月までという意味合いの内容となっております。次に第24条を次のように改めるとありますが、第23条の2という文言が条文整理におきまして訂正をさせていただいているものでございます。

以上でございます。ご審議のよろしくお願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご質問がありましたらお願いいたします。

質問が無ければ、議案第14号は、提案のとおり、決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第14号は、提案のとおり、決定いたしました。

次に議案第15号沼田学園入学式の告辞文(安)についてを議題といたします。

説明をお願い致します。

○三浦課長

議案第15号沼田学園入学式の告辞文(案)について。沼田学園入学式の告辞文(案)を別紙のとおり提出する。令和2年3月25日提出教育長名でございます。申し訳ございません本日お手元に配布させていただきました。

告辞文それぞれ、小学校と中学校の入学式ということでご提案させていただいております。こちらの方につきましてはお目通しいただく形でご確認いただき、ご審議いただきますようお願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご質問がありましたらお願いいたします。

質問が無ければ、議案第15号は、提案のとおり、決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第15号は、提案のとおり決定いたしました。

次の、議案第16号については、個人情報となりますので、沼田町教育委員会会議規則第5条の規定により、秘密会といたしたいと思っております。これにご異議ございますか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第16号は、秘密会といたします。

議案第16号	令和2年度要保護・準要保護児童生徒の決定について	原案可決
--------	--------------------------	------

○教育長

ここで秘密会を解きます。

以上をもちまして、本日本日予定していた議案は終了いたしました。これにて、令和2年第1回沼田町教育委員会臨時会を終了いたします。